

三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について

平成29年度 第2回三重県障害者自立支援協議会事項書

日時：平成30年2月16日(金)13:30～16:30

場所：三重県身体障害者総合福祉センター 大研修室

1 あいさつ

2 報告

(1) 地域移行課題検討部会の取組状況について【資料1】

(2) 医療的ケア課題検討部会の取組状況について【資料2】

(3) 人材育成検討部会の取組状況について【資料3】

(4) 個別課題別会議の取組状況について【資料4】
(精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会)

3 議題

(1) みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂について【資料5】

4 事務局連絡事項【資料6】

5 閉会のあいさつ

平成29年度三重県障害者自立支援協議会委員

	氏 名	区 別		所 属
1	吉村 賀世子	相談支援	精神	医療法人社団橘会 多度あやめ病院
2	中村 弘樹		3 障害	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
3	堀口 佳子		知的	三重県自閉症・発達障害支援センター
4	高村 純子		身体	独立行政法人国立病院機構三重病院 重症心身障害児者相談支援
5	森 由美		身体	三重県身体障害者総合福祉センター
6	豊田 悦子	サービス事業者	身体・知的	社会福祉法人朋友 アクティブ鈴鹿
7	池田 修一		身体・知的	社会福祉法人聖マッテヤ会 障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑
8	中川 義文		障害児	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 鈴鹿市療育センター
9	水井 正幸		精神	社会福祉法人友睦 工房T&T
10	藤波 恵子	保健医療	－	公益社団法人三重県看護協会 ナーシングヒルなでしこ
11	越知 ひとみ	教育	－	特別支援学校教頭会（盲学校）
12	山本 容江	企業	－	ヤナセメディケアグループ
13	高尾 和宏	団体	－	小規模福祉施設協議会（工房やまの風）
14	種村 奈代子	障がい者 当事者		ピアサポートみえ
15	伊藤 久美子			NPO法人ピアサポートみえ スタジオ・ピア
16	水谷 友香			特別支援学校 聖母の家学園
17	田中 敦	行政	－	四日市市障害福祉課
18	西野 公啓		－	玉城町生活福祉課
19	長友 薫輝	学識	－	三重短期大学 生活科学科
20	市川 知律	その他	－	有限会社 With A Will

スーパーバイザー

	氏 名	圏 域	所 属
1	中村 弘樹	桑員	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
2	田中 宏幸	四日市	田中宏幸社会福祉事務所
3	中川 義文	鈴鹿・亀山	鈴鹿市療育センター
4	市川 知律	津	有限会社 With A Will
5	天満 衛	伊勢志摩	三重県社会福祉士会
6	市川 知恵子	伊賀	社会福祉法人名張育成会
7	森 徹雄	伊賀	社会福祉法人名張育成会

事務局

		所 属	電話番号
1		障がい福祉課 生活支援班	059-224-2215
2		障がい福祉課 サービス支援班	059-224-2266
3		障がい福祉課 精神保健福祉班	059-224-2273
4		障がい福祉課 企画・社会参加班	059-224-2274
5		障害者相談支援センター 地域支援課	059-236-0403
6		こころの健康センター	059-223-5243

三重県障がい福祉施策の推進体制

平成29年4月1日現在

三重県障害者施策推進協議会 年2回 事務局:障がい福祉課

提案・
報告

協議
結果

三重県障害者自立支援協議会 年2回 事務局:障がい福祉課、障害者相談支援センター、こころの健康センター

議題

協議
結果

三重県障害者自立支援協議会運営会議 随時開催

協議
結果

課題

検討
結果

課題

協議
結果

課題

協議
結果

課題

協議
結果

課題

県自立支援協議会専門部会

専門部会運営会議

(専門部会の統括と進行管理)

事務局:障がい福祉課

地域移行課題検討部会

事務局:障がい福祉課

医療的ケア課題検討部会

事務局:障がい福祉課

当事者支援プロジェクト

人材育成検討部会

事務局:障害者相談支援センター

個別課題別 会議

スーパーバイザー

市町障害福祉計画 推進会議

事務局:障害者相談支援センター 等
各委託事業 連絡協議会 等
県専門的広域的相談支援事業

専門的

高次脳機能障がい者生活支援

自閉症・発達障がい者支援

重症心身障がい児者相談支援

広域的

就業生活支援

障がい児等療育相談支援

障がい者就労関係会議

事務局:障がい福祉課 等

課題
共有

精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会
事務局:障がい福祉課

圏域・市町

障害福祉計画PDCAサイクル管理

圏域連絡
協議会

市町別

圏域別

(地域自立支援)
協議会

ニーズ・課題

ニーズ・課題

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

報告

地域移行課題検討部会の取組状況について

三重県障害者自立支援協議会への報告（地域移行課題検討部会）

平成 30 年 2 月 16 日

1 開催状況

第 1 回 平成 29 年 5 月 30 日（火） 13：30～16：30

場所：三重県勤労者福祉会館第 3 教室 出席状況：委員 5 名出席

第 2 回 平成 29 年 9 月 15 日（金） 10：00～12：00

場所：三重県合同ビル G 101 会議室 出席状況：委員 6 名出席

第 3 回 平成 29 年 12 月 4 日（月） 13：30～15：00

場所：三重県合同ビル G 101 会議室 出席状況：委員 3 名出席

第 4 回 平成 30 年 1 月 26 日（金） 13：30～15：30

場所：三重県吉田山会館第 101 会議室 出席状況：委員 4 名出席

2 委員構成

- ・特定非営利活動法人ピアサポートみえ 杉田 宏 氏
- ・社会福祉法人維雅幸育会ふつくりあモオンマール 奥西 利江 氏
- ・社会福祉法人三重済美学院 済美寮 黒田 伸 氏
- ・有限会社 With A Will 市川 知律 氏
- ・鈴鹿医療科学大学 貴島 日出見 氏
- ・社会福祉法人愛恵会 相談支援事業所こだま 島 優子 氏

3 検討経緯

本部会では、昨年度、障害者支援施設等の入所者のサービス等利用計画を作成するにあたり、地域生活への移行に係る本人の意思、希望の聴き取り、支援の方向性を定めていくための補助シートとして、地域移行アセスメントシート（案）を作成しました。

今年度は、アセスメントシート（案）について、サービス等利用計画を作成している相談支援専門員に協力いただき、障害者支援施設の入所者等を対象にモデル使用を実施するとともに、モデル使用においていただいた意見等を踏まえ、アセスメントシート（案）に必要な修正を加えて成案とし、記入例及び説明書を作成しました。

※モデル使用

日時：平成 29 年 6 月～8 月 モデル使用者：相談支援専門員 16 名

対象者：障害者支援施設入所者 19 名、グループホーム利用者 4 名 計 23 名

4 地域移行アセスメントシート（案）にかかる部会意見

（１）地域移行アセスメントシート（案）の作成趣旨について

障害者の権利に関する条約の第 19 条において、居住の自由が定められ、障害者支援施設等の施設入所者においても、本人の意思に基づく支援の方向、具体的には望む場合はできるかぎり地域生活の実現に向けた支援を行うことが求められています。

また、障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画を作成しなければならず、そのサービス等利用計画は本人の意思を尊重して作られるものとされており、障害者支援施設等への入所支援についても例外ではありません。

したがって、障害者支援施設等の入所者が入所サービスを受けるにあっても、本人の意思、希望を実現するための支援の方向性を基にしたサービス等利用計画を作る必要があり、その際には、どこにどのように住みたいのかということやその生活の実現のための支援を記載していくことになります。

これらのことを踏まえ、本人の意思、希望の聴き取り、その実現のための支援の方向性を定めていくための補助シートとして、地域移行アセスメントシート（案）を作成したものです。

（参考）

障害者の権利に関する条約 第 19 条 (a)

「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。」

（２）地域移行アセスメントシート（案）の普及推進について

今後、地域移行アセスメントシート（案）について、現任の相談支援専門員等を対象にした研修の機会を通じて、シートを活用した研修を実施し、関係者に対する普及の推進に努めるよう、県当局に答申すべきと考えます。

5 本会への提案

本部会において作成した、地域移行アセスメントシート（案）、記入例及び説明書、並びに今後の普及推進について、ご意見をいただきたい。

【地域移行に関する本人の意思確認】

意思確認のための合理的配慮	☐ 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか。
	☐ できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)。
	☐ 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか。
	☐ 予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝えたか。
	☐ 決定の結果についての責任を本人にも伝えたか。

※シートの記入の際に、チェックしてください。

施設名		利用者名(年齢)	(歳)
相談支援事業所名		相談支援専門員氏名	

日時	平成 年 月 日 () AM・PM 時 分 ~ 時 分
場所(どこで)	
立会い	☐ 本人のみ ☐ 立会あり
立会あり(誰と)	☐ 家族 ☐ 施設職員 ☐ 市町職員 ☐ その他 ()

地域移行希望確認の際の本人のことば	
-------------------	--

※発語のない方であっても地域移行希望確認の質問に対する反応を記入すること。

意思伝達(確認)方法	今回結果	前回計画時結果
	※1	※1
☐ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)		

地域移行したい
☐

Q1・Q4へ

地域移行を希望しない
☐

Q2・Q4へ

わからない
☐

Q3・Q4へ

※ 地域移行の意向・可能性結果区分
次の区分に従って、記入してください。

本人の意思 相談支援専門員の判断	聴取可			聴取困難	聴取していない
	地域移行をしたい	今いる施設・病院の生活が良い	わからない		
地域移行可能	☐ A	☐ C		☐ E	☐ F
地域移行困難	☐ B		☐ D		☐ G

- A: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員も地域移行可能と判断
 B: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員は地域移行困難と判断
 C: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行可能と判断
 D: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行困難と判断
 E: 聴取困難だが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
 F: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
 G: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が困難と判断

※ このシートは、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を踏まえて作成しています。

《Q1. 地域移行したい》

どこへ	☐ 出身地域 ☐ 施設・病院付近 ☐ 家族・親戚・友人・知人の居るところ ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)			
どのような家で	☐ アパート ☐ 自宅 ☐ グループホーム ☐ 考え中 ☐ どんな所があるか分からない ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)			
誰と	☐ 1人で ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ 考え中 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)			
こんな暮らしをしたい	(日中活動) ☐ 一般就労 ☐ 福祉的就労 ☐ 生活介護 ☐ 家で過ごす ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入) 日中活動も含めた具体的な希望 ・ 日中活動以外の希望			
本人の現在の思い	後退 いに所 こや・ とり退 た院		く後退 なに所 いや・ こり退 た院	
	ほ手 しい伝 ことつて	(複数チェック可) ☐ 食事 ☐ 排泄 ☐ 入浴 ☐ 買い物 ☐ 掃除 ☐ その他家事 ☐ お金の管理 ☐ 郵便物の管理 ☐ 戸締り ☐ 緊急時の対応 ☐ 契約に関すること ☐ その他 (その他家事の内容・その他の内容を具体的に記述)	不安 配な こと こと	
	感心 じる地 ことよ いと		感心 じる地 ことよ いと	

地域移行開始	☐ 準備を開始する 地域移行予定年月日 (平成 年 月 日)	☐ まだ準備を開始しない 開始しない理由: ☐
制度の活用	☐ 地域移行支援を利用する (指定一般事業所:	☐ 地域移行支援を利用しない)(サポート内容:

《Q2. 地域移行を希望しない》

地域移行を希望しない理由

- ☐ 今のままが良い ☐ 新しい生活は不安 ☐ 反対されている ()
☐ その他

(その他の内容を具体的に記入)

今のままが良い	今の生活の良いところ	
	今の生活で変えたいところ	
新しい生活は不安	不安な理由	☐ 自信がない ☐ 家事等に困るだろうから ☐ 戻る家がない ☐ 一度地域に出たがうまくいかなかった ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)
	生活	(複数チェック可) ☐ 住居 ☐ 食事 ☐ お金の管理 ☐ 洗濯 ☐ 掃除 ☐ 火の始末 ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ 病気など緊急時の対応 ☐ 戸締り ☐ 近所付き合い ☐ ゴミ出し ☐ 日中活動 ☐ 郵便物の管理 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)
	心身機能	
	その他	
反対されている	誰に	
	何と言われているか	
	聞いたとき思ったこと	
その他		

本人の現在の思い	心地よいと感じること		不快と感じること	
	どんなサポートがあれば不安が解消するのかわかる	(複数チェック可) ☐ 生活の相談 ☐ お金の相談 ☐ 病気の相談 ☐ 見守り ☐ 各種の契約に関する相談 ☐ 書類の読み方 ☐ 緊急時の支援 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)	やりたいこと	
			家族・周囲に伝えたいこと	

(地域移行の可能性)

サポートの提案	☐ グループホーム体験 ☐ 買い物体験 ☐ ピアサポーターとの面談 ☐ 自立生活体験 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)
やりたいことを実現するために	
家族へのサポート	

《Q3. わからない》

わからない理由	☐ 地域移行のイメージがない
	☐ 意思確認ができない

地域移行のイメージがない理由

- ☐ 考えたことがない
 ☐ 説明を受けたことがない
 ☐ 説明が理解できなかった
 ☐ 今の生活しか知らない
 ☐ その他

(その他の内容を具体的に記入)

情報提供の工夫	
意思形成のためのサポート	☐ グループホーム体験 ☐ 買い物体験 ☐ ピアサポーターとの面談 ☐ 自立生活体験 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)
支援者への提言	

意思確認できない理由

- ☐ ことばを発しない
 ☐ ジェスチャーができない
 ☐ 筆記ができない
 ☐ ニュアンスが分からない
 ☐ その他

(その他の内容を具体的に記入)

意思確認のための合理的配慮のうちできなかったことについて、今後どうするか(便宜や手段、工夫)	「意思確認のための合理的配慮」のうち☐が入らなかった部分を具体的にどのようにするか。
本人へのエンパワメント	
意思確認が難しい場合決定の方法	☐ 後見人の意向を尊重 ☐ 後見人を含む複数で意思決定を代行する ☐ 家族の意向を尊重 ☐ 施設の職員の意向を尊重 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)

＜Q4. 関係者の意見＞

		家族・後見人等	施設・病院職員	市町担当者
誰に聞いたか(関係)				
地域移行可能		☐	☐	☐
地域移行が困難		☐	☐	☐
わからない		☐	☐	☐
どのような生活をしてほしいか				
どうして地域移行が困難なのか(本人)				
どうして地域移行が困難なのか(環境)				
どんなサポートがあれば地域移行できるか				
本人とのコミュニケーション	伝達手段	☐ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他	☐ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他	☐ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他
	YESの表現方法	(その他の内容を具体的に記入)	(その他の内容を具体的に記入)	(その他の内容を具体的に記入)
	NOの表現方法			
本人の受け止め方	好きなこと 喜ぶこと			
	嫌いなこと 嫌がること			

【地域移行に関する本人の意思確認】

記入例及び説明書

意思確認のための合理的配慮	☒ 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか。
	☒ できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)。
	☒ 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか。
	☒ 予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝えたか。
	☒ 決定の結果についての責任を本人にも伝えたか。

※シートの記入の際に、チェックしてください。

施設名	障害者支援施設 ○○園	利用者名(年齢)	○○ ○○ (○歳)
相談支援事業所名	相談支援事業所○○	相談支援専門員氏名	○○ ○○

日時	平成○年○月○日(○) AM○時○分～○時○分		
場所(どこで)	障害者支援施設の自室		
立会い	☐ 本人のみ	☒ 立会あり	
立会あり(誰と)	☐ 家族 ☒ 施設職員 ☒ 市町職員 ☐ その他(		

複数の人の立会があった方がいい。

地域移行希望確認の際の本人のことは	地域移行を希望します。 施設から出てアパートで1人暮らしをしたいです。 ラーメンを食べに行ったり、アイドルのコンサートに行きたいです。
-------------------	---

※発語のない方であっても地域移行希望確認の質問に対する反応を記入すること。

意思伝達(確認)方法

今回結果

A

下欄※の区分から、相談支援専門員が総合的に判断して記入する。

※1

※1

☒ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他

(その他の内容を具体的に記入)

「その他」にチェックした場合、内容をできるだけ詳しく記入する。

地域移行したい

☒

Q1・Q4へ

地域移行を希望しない

☐

Q2・Q4へ

わからない

☐

Q3・Q4へ

いずれかにチェックする。

※ 地域移行の意向・可能性結果区分
次の区分に従って、記入してください。

本人の意思 相談支援専門員の判断	聴取可			聴取困難	聴取していない
	地域移行をしたい	今いる施設・病院の生活が良い	わからない		
地域移行可能	☒ A	☐ C		☐ E	☐ F
地域移行困難	☐ B		☐ D		☐ G

A: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員も地域移行可能と判断

B: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員は地域移行困難と判断

C: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行可能と判断

D: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行困難と判断

E: 聴取困難だが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断

F: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断

G: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が困難と判断

※ このシートは、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を踏まえて作成しています。

＜Q1. 地域移行したい＞

聴き取った内容をできる限り本人の言葉で記入する。

どこへ	☐ 出身地域 ☐ 施設・病院付近 ☐ 家族・親戚・友人・知人の居るところ ☒ その他 (その他の内容を具体的に記入) ・現在住んでいる〇〇市内で生活したい。 ・電車に乗ったり、買物をするのに便利なところがいい。	
どのような家で	☒ アパート ☐ 自宅 ☐ グループホーム ☐ 考え中 ☐ どんな所があるか分からない ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入) ・友人が住んでいるアパートみたいなのところ。 ・静かすぎるところは怖いので嫌。	
誰と	☒ 1人で ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ 考え中 ☐ その他 (その他の内容を具体的に記入)	
こんな暮らしをしたい	(日中活動) ☒ 一般就労 ☐ 福祉的就労 ☐ 生活介護 ☐ 家で過ごす ☐ その他 (その他の内容を具体的に) ・一般就労をしたことはないが、座ってする仕事であればできると思うので、働く場所を見つけない。 ・土曜日、日曜日は自由に過ごしたいので、仕事は平日を希望する。 (日中活動も含めた具体的な希望 ・ 日中活動以外の希望) ・一般のアパートに住んで、仕事をしたり、家でゆっくりくつろいだり、自由に出かけたい。 ・友人と一緒にラーメンを食べに行ったり、アイドルのコンサート等に行きたい。	
後退いに所や・とり退た院	(複数チェック可) ☒ 食事 ☐ 排泄 ☐ 入浴 ☒ 買い物 ☒ 掃除 ☒ その他家事 ☒ お金の管理 ☐ 郵便物の管理 ☐ 戸締り ☒ 緊急時の対応 ☒ 契約に関すること ☒ その他 (その他家事の内容・その他の内容を具体的に記述) ・病院に付添いをしてほしい。 ・電車やバスに乗る練習をしたい。 ・困ったときにすぐに話を聞いてほしい。	
本人の現在の思い	後退に所や・とり退た院 ・新聞を取りたい。	くら後退に所いや・こり退とた院 ・家族が自分の家に泊まること。 ・お金の計算。 ・作業所に行くこと。
ほし手伝ってこと	(複数チェック可) ☒ 食事 ☐ 排泄 ☐ 入浴 ☒ 買い物 ☒ 掃除 ☒ その他家事 ☒ お金の管理 ☐ 郵便物の管理 ☐ 戸締り ☒ 緊急時の対応 ☒ 契約に関すること ☒ その他 (その他家事の内容・その他の内容を具体的に記述) ・病院に付添いをしてほしい。 ・電車やバスに乗る練習をしたい。 ・困ったときにすぐに話を聞いてほしい。	
感心地よいこと	・好きなアイドルが出る番組を新聞でチェックすること。	
感不心地よいこと	・納得がいけないことで人に否定されることが苦痛。 ・今の施設で、気の合わない人と顔を合わせるだけでイライラすることがある。	

地域移行開始	☒ 準備を開始する 地域移行予定年月日 (平成 年 月 日)	☐ まだ準備を開始しない 開始しない理由:
制度の活用	☒ 地域移行支援を利用する (指定一般事業所: 〇〇センター)	☐ 地域移行支援を利用しない (サポート内容:)

回答が難しい場合は、空欄とする。

複数から意見を聞いたときは、発言内容ごとに発言者を分かるように記入する。

《Q4. 関係者の意見》

	家族・後見人等	施設・病院職員	市町担当者
誰に聞いたか(関係)	母	サービス管理責任者	福祉担当者 (〇〇氏)
地域移行可能	☐	☒	☐
地域移行が困難	☒	☐	☐
わからない	☐	☐	☒
どのような生活をしてほしいか	支援者の見守りのある中で生活してほしい。	一般のアパートで、居宅介護や地域定着支援等を利用しながら、自由に生活することができると思う。	家族との関係も保ちながら、やりたいことが可能な限り制限なくできるように生活をしてほしい。
どうして地域移行が困難なのか(本人)	・金銭管理ができない。 ・公共交通機関を一人で使ったことがない。 ・不安が強いとパニックになる。	経済観念が育っていないので、その点は注意が必要。	・金銭管理 ・生活費の確保 ・火の始末
どうして地域移行が困難なのか(環境)	緊急時に対応してくれる人が必要だから。	生活のアドバイス(食事や掃除)	いきなり一人暮らしは難しいと思う。
どんなサポートがあれば地域移行できるか	・金銭管理 ・緊急時の対応	・金銭管理 ・緊急時の対応	・日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用 ・地域定着支援の利用

本人とのコミュニケーション	伝達手段	☒ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他	☒ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他	☒ (口頭で発する)ことば ☐ 手話 ☐ ジェスチャー ☐ 筆記 ☐ その他
		(その他の内容を具体的に記入)	(その他の内容を具体的に記入)	(その他の内容を具体的に記入)
YESの表現方法	YESの表現方法	言葉で伝える。	その場の雰囲気や嫌なことでも、YESと返答してしまうことがある。	口頭による返事をそのまま受け止める。
	NOの表現方法	嫌なときは返事をしないこともある。	曖昧な返答をして顔をそらすことがある。	返事がない。
本人の受け止め方	好きなこと・喜ぶこと	好きなアイドルの話をすること。	・好きなアイドルの話題。 ・地域移行の話をすること。	
	嫌いなこと・嫌がること	・お金の使い方を注意したとき。 ・何処に行ったか、何をしたか等を聞かれること。	・気の合わない人(大声で話す人)の側で食事をするとき。 ・小遣い帳をつけること。	

「YESの表現方法」、「NOの表現方法」は、発語がない場合には、普段の状況の中から判断できるものを記入する。

記入例の概要

(※事例は架空の方を想定して作成しています。)

知的障がいのある女性（52 歳）。療育手帳は B1、障害支援区分は区分 3、平成 X 年から ▼▼ 法人の運営する障害者支援施設「△△園」に入所中。性格は穏やかで人の世話を焼くことが好きだが、ストレスに弱く不安なことがあると、手が震えたり独語が多くなりパニック状態になる。パニック時には、おとなしく皆から好かれるタイプの人に対して攻撃的になり、時に手が出ることもある。日常生活はほぼ自立し、身の回りの世話は助言があれば何とか自分でできる。手先は器用で細かな作業にも集中できる。コミュニケーションにも特に問題はない。障害基礎年金 2 級を受給しているが、無計画に購入するため、金銭管理の支援が必要である。

父の実家のある ○○ 県 ○○ 市に生まれ、10 ヶ月検診で発達の遅れを指摘され、発達支援センターに一時期通所したが、母の「効果が無い、遅れは感じていない」との意見から利用は短期間で中止となった。

小学校入学前の発達検査では「生活年齢 2 歳 2 ヶ月」と診断されたが、小学校に特別支援学級がなく、国語、算数は取り出し授業を受けた。父の死亡により母の実家がある三重県 ○○ 市に転居、同市の □□ 小学校に転校し、そこでは特別支援学級に在籍した。中学校も特別支援学級に進学したが、同級生からのいじめにより不登校の時期もあった。

中学校卒業後、自宅から ▼▼ 法人の A 作業所への通所を開始し、はじめは休むことなく他の利用者との関係も良かったが、2 ヶ月過ぎた頃から徐々に周囲の動きに対し苛立ちを見せるようになり、座って作業をしていた利用者の後頭部を殴り怪我をさせた。作業所からの報告を受け、母がそれを注意したところ、興奮状態となり母や祖母に暴力を振るったため自宅での生活が困難となり、▼▼ 法人のグループホームに入居することとなった。

入居当初から他者への暴言、暴力行為があり、夜尿や髪の毛を抜く、全身を引っ掻く等の自傷行為があった。また、面会に来た母にも暴力を振るい、グループホームの支援員と市の担当者が同行し、○○ 病院精神科を受診したところ、統合失調症と診断され、自傷他害の恐れがあるとして即日入院となった。

5 ヶ月後、退院となったが、母や祖母からは「自宅で一緒に生活することは無理」とのことで、現在の △△ 園に緊急一時の短期入所を経てそのまま入所支援に変更となった。

母は月 2 回程度施設に来訪するが、本人との関係は改善せず、本人のストレス源となっている。母は自分も高齢になってきたのでこれからも △△ 園での生活を続けてほしいとの意向である。兄は他県に在住し、妹は施設の近くにおり本人が好きなアイドル雑誌を毎月送ってくれ、施設のイベント時に年 2 回ほど来訪する。本人は姪や甥の来訪を特に喜び、施設内を紹介して回る。△△ 園を退所してアパートで一人暮らしをしている友人がおり、本人もアパートに住んで好きなアイドルのコンサートに行ったり、友達と一緒に遊びたいとの希望を持っている。

報告

医療的ケア課題検討部会の取組状況について

三重県障害者自立支援協議会への報告（医療的ケア課題検討部会）

平成30年2月16日

1 開催状況

第1回

日時：平成29年9月7日（木） 13:30～15:30

場所：三重県勤労者福祉会館・三重県職員研修センター第2教室

委員出席状況：1名欠席

第2回

日時：平成30年1月29日（月） 10:00～12:00

場所：三重県勤労者福祉会館・三重県職員研修センター第2教室

委員出席状況：1名欠席

2 委員構成

- ・当事者家族 奥田恵美 氏
- ・市立四日市病院 医療ソーシャルワーカー 岡香織 氏
- ・独立行政法人国立病院機構三重病院 医療ソーシャルワーカー 高村純子 氏
- ・三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター センター長 岩本彰太郎 氏
- ・特定非営利活動法人自立生活センターCIL・ARCH 代表 畠中忠 氏
- ・社会福祉法人聖マッテヤ会 理事・施設長 池田修一 氏
- ・四日市市 健康福祉部健康づくり課 保健師 杉浦真衣 氏
- ・訪問看護ステーション福寿草 管理者 伊藤朋子 氏
- ・三重県立特別支援学校北勢きらら学園 教諭 米本俊哉 氏

3 検討内容

下記のとおり協議を行った。

<第1回>

（1）医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業について

- ・人数について（医療的ケア児者、重症心身障がい児者、遷延性意識障がい者）
- ・平成28年度の事業概要及び事業実施後の状況について
- ・平成29年度の事業概要について
- ・医療的ケア児・者の地域連携体制の状況について

（2）平成28年度支援拠点構築事業での資源調査結果について

【委員意見抜粋】

- ・支援拠点構築にあたり、市町行政をいかに巻き込んでいくかが課題。

- ・医療的ケアに特化した相談支援専門員のスキルアップ研修のような人材育成に取り組む必要性がある。

<第2回>

- (1) 平成29年度医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業の状況について（受託者による中間報告）
- (2) 医療的ケア児・者の地域連携体制の状況について（別紙参照）
- (3) 平成30年度当初予算要求状況について

【委員意見抜粋】

- ・支援拠点構築事業で調査している当事者（需要）と事業所（供給）へのアンケート調査を精査し、今後の施策に活かして欲しい。
- ・医療と福祉の垣根を下げるために、相談支援専門員への継続的な研修が必要。
- ・医療保険制度による検査入院と障がい福祉制度による医療型短期入所の報酬単価に差があることが課題。

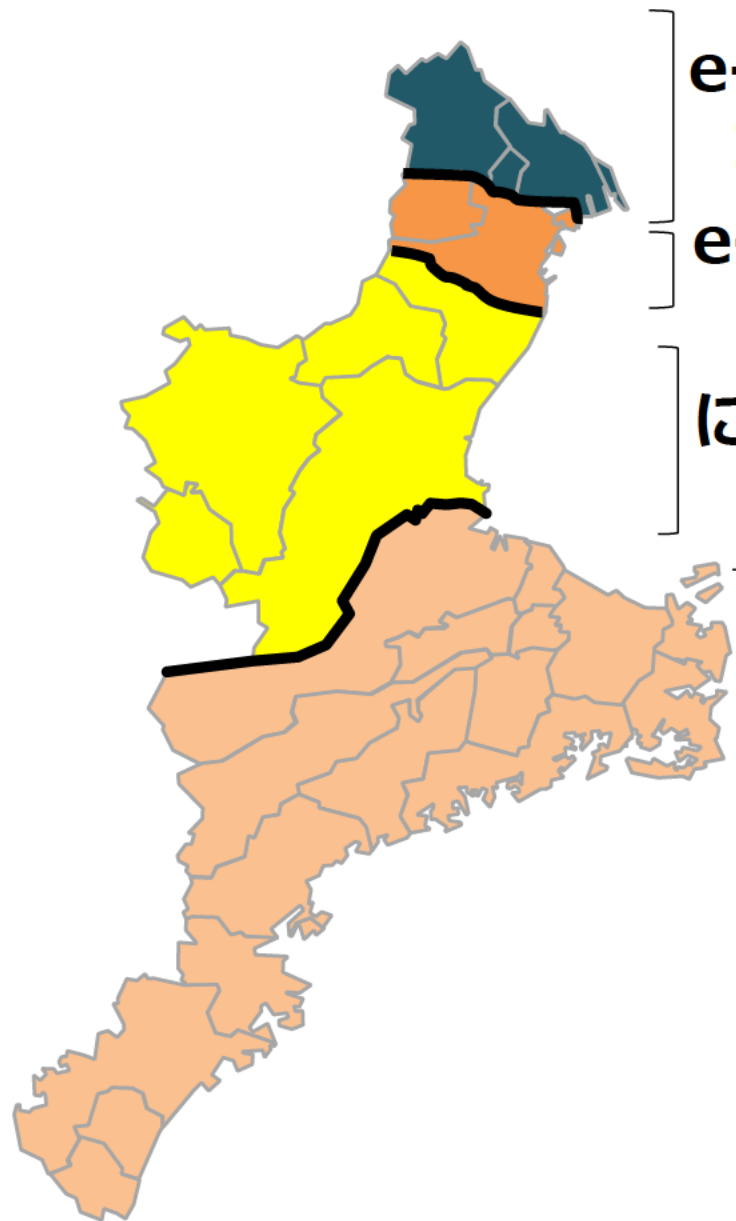
4 今後の検討予定

来年度についても、引き続き2回程度開催し、医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業の成果等を踏まえた議論を行う。

委員については、県内4つの地域連携ネットワークから1名ずつ委員に参加していただく（今年度の委員に新たに2名を加える）方向で調整予定である。

以上

平成29年度 医療的ケア児（者）地域連携ネットワークの状況



e-ケアネットそういん

平成27年度～

（桑名市・いなべ市・東員町・木曽岬町）

（代表—小児科医、事務局—障がい者総合相談支援センターそういん）

e-ケアネットよっかいち

平成24年度～

（四日市市、菰野町、川越町、（朝日町））

（代表—特別支援学校北勢きらら学園教員、事務局—訪問看護ステーションいくわ）

にじいろネット

平成29年度～

（津市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）

（代表—三重病院MSW、事務局—三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター）

※平成28年度支援拠点構築事業実施（三重病院）

みえる輪ネット”

平成28年度～

（松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、明和町、度会町、玉城町、大紀町、多気町、大台町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町）

（代表—松阪市長・小児科医、事務局—明和病院なでしこ）

※平成29年度支援拠点構築事業実施（明和病院なでしこ）

報告

人材育成検討部会の取組状況について

人材育成検討部会

【人材育成ビジョン策定の経緯と現状】

- ・三重県では、平成 18 年度から現在に至るまで県主催の研修は直営で実施しています。
- ・当初は、県内の特定の民間事業所の方々に国指導者研修に行ってもらい、そのまま伝達研修という形で研修を実施していましたが、平成 21 年頃から県の実情に合わせて研修を行うよう国の指導者研修の形が変わってきました。
- ・また、研修内容を国研修に行った講師まかせにすると質の担保などの課題があり、研修の中身を協議して進めていく必要性が出てきました。
- ・その中で、三重県の特別アドバイザーになっていただいていた山梨学院大学竹端先生から、目先の事ではなく、中・長期的な人材育成を考えていくための人材育成部会の設置に関して助言をいただき、平成 21 年度に研修企画運営検討委員会準備会を立ち上げ、平成 22 年度には研修企画運営検討委員会を作り、その後徐々に発展させていきました。
- ・また、人材育成の中心的理念として「本人中心」を掲げるにあたり、研修の企画立案にも障がい当事者の方々に参画をいただくべきではないかということになり、平成 22 年度から複数の障がい当事者の方々をオブザーバーとして招き、現在では研修委員として活動していただいています。
- ・その後、実施すべき研修の増加や計画相談の拡大に伴い、三重県として分野、職種を問わず貫いた理念を確立し、核となるスーパーバイザーのような地域で活躍できる人材を育て、地域に浸透させていくことが必要になってきました。また、各地域でも同じように人材育成をしていくなかで、方向性がバラバラにならないよう地域の中で指針になる、県として理念を持つことも必要でした。それらを目指してくために、平成 26 年度、人材育成検討委員会において「人材育成ビジョン[資料 1, 2]」を策定し、第 4 期障害福祉計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）において県の重点施策として盛り込むことになりました。
- ・平成 27 年度には人材育成検討委員会を県自立支援協議会の部会として正式に位置づけるとともに、三重県の障害福祉従事者の人材育成ビジョンについて、部会の中で障害福祉計画の進捗管理とあわせて PDCA サイクルにより、定期的に見なおしをしていくことになっています。

【人材育成ビジョンに掲げた目標及び指標の進捗（平成 27～29 年度）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人材育成検討部会参加メンバー (人)	59 (56)	64 (62)	46 (68)
県ファシリテーター研修修了者数 (人)	46 (40)	57 (55)	16 (68)
当事者支援プログラム以外の実施回数 (回/年)	11 (8)	12 (10)	12 (12)

※（ ）はビジョンに掲げた目標値

【H29年度の取組状況及び、今後の予定について】

・平成30年1月現在、46名が研修ファシリテーター（兼人材育成検討部会の研修企画WG委員）として活動しており、障がい当事者の方々も交え、官民共同で、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修などの研修を企画運営しています。

→H29年度の研修開催実績…資料3

・平成31年度にサービス管理責任者及び相談支援従事者の研修プログラム変更が予定されているところですが、国の動向を踏まえながら、今後研修体系の見直しが円滑に進められるよう、運営委員会やそれぞれのWGメンバーと協議を進めています。

・また、研修プログラムの改定等により、研修日程の増加や受講希望者の増加に対応していくために、他の都道府県の実施状況なども参考にしながら、当県の研修実施方法についても思案を重ねていきます。

障がい福祉従事者に求められる資質

①価値観（資質のベース）

対人援助やコミュニティワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観。

価値観の3要素

- ・本人中心
- ・人権
- ・専門職倫理

②知識

障がい者福祉をすすめるために必要な知識。

③スキル

障がい者福祉に携わる者に必要な技術。

人材の育成

人材育成システム

県障害者自立支援協議会

人材育成検討部会

構成員

- ・障がい福祉従事者
- ・障がい当事者
- ・県担当者

検討事項

- ・人材育成ビジョンに関すること
- ・各種研修の企画運営
- ・人材育成に関する理念の検討

県民との協創により、人材を育成

★ポイント

地域から推薦された人材が人材育成検討部会の委員になり、障がい当事者とともに県主催研修を企画運営

県主催研修

スキル

知識

価値観

研修受講

人材育成

現任者
向け初任者
向け

研修基礎

初任者

熟達者

★ポイント

経験年数に応じ段階的に必要な資質を高めていける研修体系

委員候補推薦

人材育成システムのフィードバック

循環型の人材育成体系を構築

県内の市町・圏域

各地域の障がい福祉従事者

協議会等

各地域の研修、事例検討、OJT

人材育成

基幹相談支援センター等を中心とした地域ごとの人材育成システムを構築

★ポイント

人材育成検討部会の委員が部会活動の経験を活かして地域の人材育成を担う

三重県障がい福祉従事者 人材育成ビジョン (平成28年3月版)

三重県自立支援協議会
人材育成検討部会

1

<目次>

1. はじめに
2. 障がい福祉従事者に必要な資質とは
3. 人材育成システムについて
 - (1) 経験年数に応じた段階的な人材育成システム
 - (2) さまざまな研修機会の活用
 - (3) 地域における人材育成の充実
 - (4) 循環的な人材育成
4. 人材育成ビジョンの目標設定

2

1. はじめに

- ・平成18年の障害者自立支援法施行後、指定相談支援事業所における相談支援専門員の位置付けが制度化され、また、障害福祉サービス事業所等ではサービス管理責任者の配置が義務付けられました。これに伴い、相談支援専門員及びサービス管理責任者の育成を都道府県が担うことになり、三重県においても、ケアマネジメント手法による障害者支援技術を獲得するための研修を行うことになりました。
- ・三重県では、より効果的な人材育成を行うため、官民協働で研修の企画運営を行うために平成22年度に「研修企画運営検討委員会」を立ち上げました。

3

1. はじめに

- ・また、この「研修企画運営検討委員会」が元になって、平成24年度にはより長期的な視点で人材育成について協議するために、三重県障害者自立支援協議会の組織として、「人材育成検討委員会（⇒現・人材育成検討部会）」を設置しました。
- ・「人材育成検討部会」において、長期的な視点で計画的に人材育成を行うにあたっては、研修で伝えるべきポイントや、研修体系を整理した「人材育成ビジョン」が必要であるとの意見がまとまり、この度、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定することになりました。

4

- この「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」は、三重県の障がい福祉従事者（※）に求められる資質を明らかにしたうえで、その資質を備えた人材を育成するための研修体系を整理したものです。
- このビジョンは、三重県自立支援協議会人材育成検討部会において、評価検討を行い、定期的にバージョンアップしていく予定です。

※ここでいう障がい福祉従事者とは、相談支援専門員やサービス管理責任者をはじめとする障がい福祉関係事業に携わっている支援者等を指しています。

5

2. 障がい福祉従事者に必要な資質とは

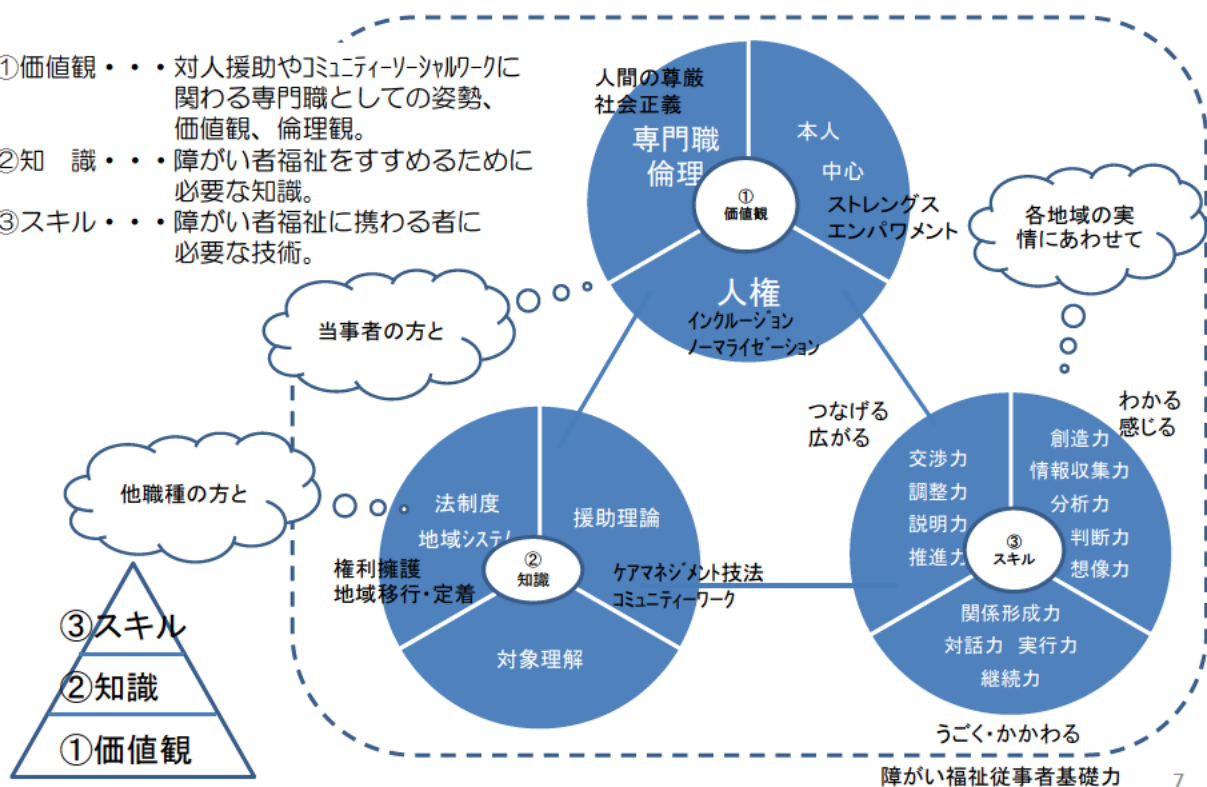
- 三重県では、以下に掲げる資質を備えた人材を養成していきます。

6

障がい福祉従事者に求められるものとは・・・

障がい福祉従事者に求められる資質を3つの枠組み（要素）に整理しました。

- ①価値観・・・対人援助やコミュニティワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観。
- ②知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。
- ③スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。



- 三重県は、特に土台となる「価値観」、中でも「本人中心」の理念を大切にして人材育成に取り組んでいきます。
- そこで「価値観」についての考え方を以下のように整理しました。

★価値観・・・対人援助やコミュニティソーシャルワーク に関わる専門職としての姿 勢、価値観、倫理観

◎「価値観」に必要な3つの要素

- ・ 本人中心・・・人生の主人公として、本人自身が
自己決定できるよう支援すること
- ・ 人権・・・ソーシャルワーカーとしての責務
- ・ 専門職倫理・・・障がい福祉従事者としての
倫理

⇒初任者研修から丁寧に押さえる重要な視点

9

<「本人中心」を考えるうえで重要な視点>

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



①エンパワメント

・・・一般状況と比べてパワレス状況にある人が、本人の意向にそって、支援者とともに能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法により、そのパワレス状況を改善していく過程。

②ストレングス

・・・その人が、元来持っている「強さ・力」に着目して、それを引き出し、活用していくこと。

＜「本人中心」を考えるうえで重要な視点＞

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



③意思決定支援（仮）

・・・すべての人に意思能力があるという前提のもと、周囲の人が本人の年齢にふさわしい情報や意思形成の場面を提供しながら、本人自身が意思を表明し、実行できるよう支援すること。

11

＜「人権」を考えるうえで必要な視点＞

障がい福祉従事者はソーシャルワーカーとして、障害のある人たちの権利を守っていく責務があります。



- ・ インクルージョン・・・全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと
- ・ ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きること

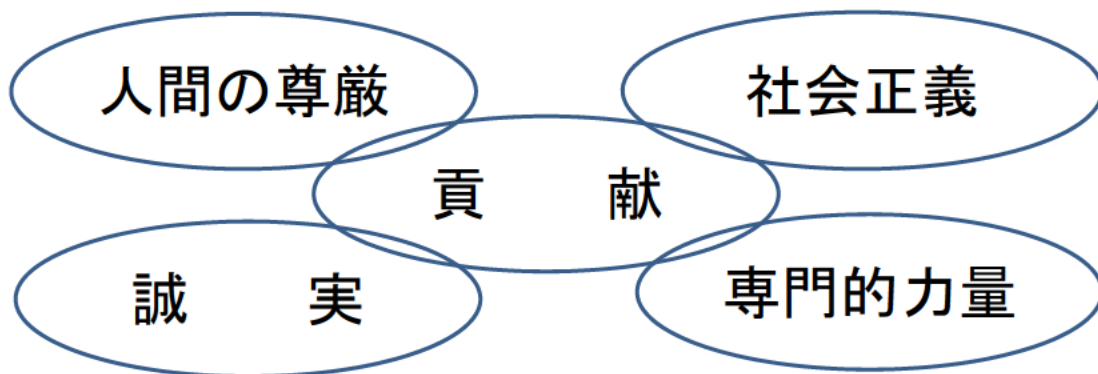
12

<「専門職倫理」とは>

障がい福祉従事者に求められる専門職倫理



- ・（参考）ソーシャルワーカー倫理要綱（価値と原則）



13

・価値観を土台として、知識やスキルについても、段階的に習得できるような研修体系を考えています。

★知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。援助理論や法制度、対象者理解などが必要です。

★スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。感じる力、うごく力、つなげる力などが必要です。

14

3. 人材育成システムについて

- 三重県では、求められる資質を高められるような人材育成システム（＝研修体系）を、「みんなで」作りあげていきます。

15

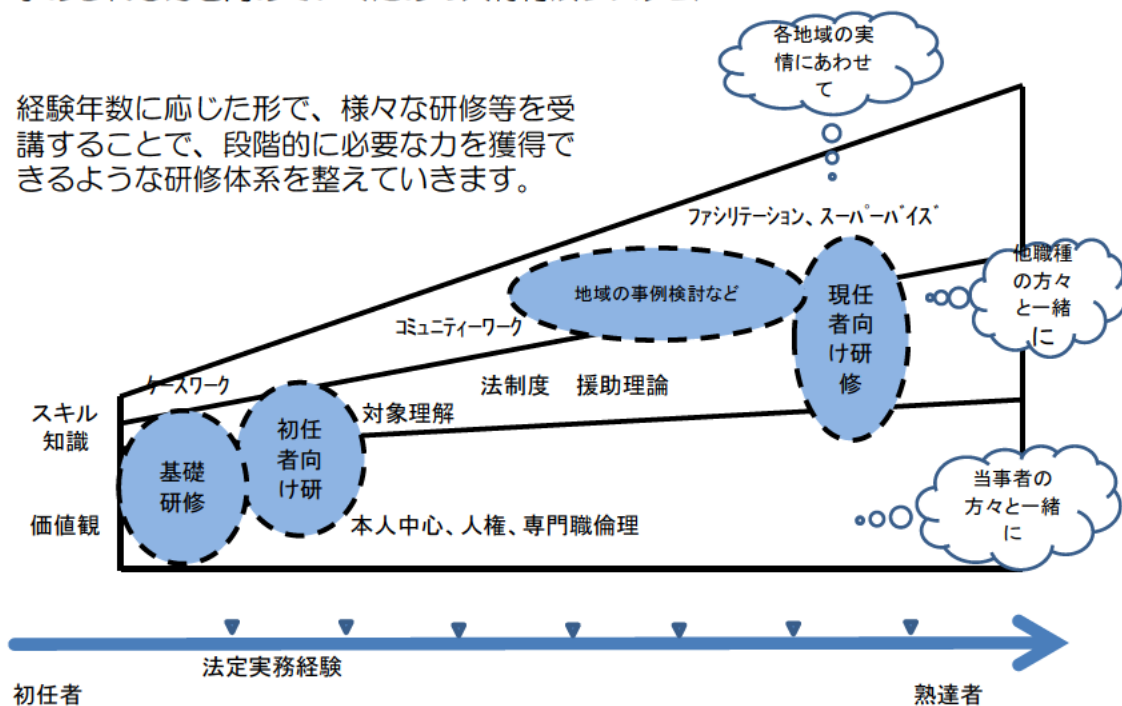
（１）経験年数に応じた段階的な人材育成システム

- 障がい福祉従事者に求められる資質を「段階的に」高められる人材育成システムを整えていきます。

16

求められる力を高めていくための人材育成システム

経験年数に応じた形で、様々な研修等を受講することで、段階的に必要な力を獲得できるような研修体系を整えていきます。



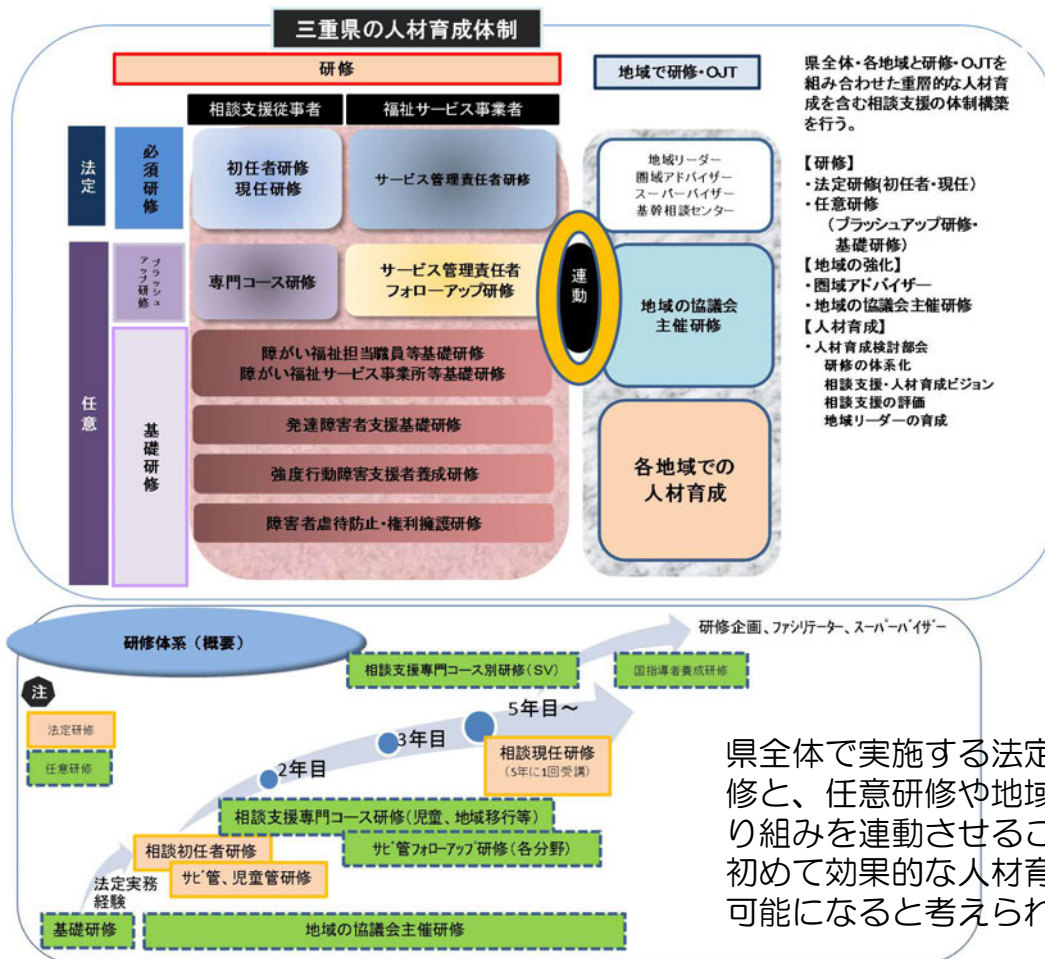
※ここでの法定の実務経験とは、相談支援専門員やサービス管理責任者研修になるために政省令で定められた年数のことを指します。目安として直接支援や相談支援に従事した年数が5年以上の方が該当します。

17

(2) さまざまな研修機会の活用

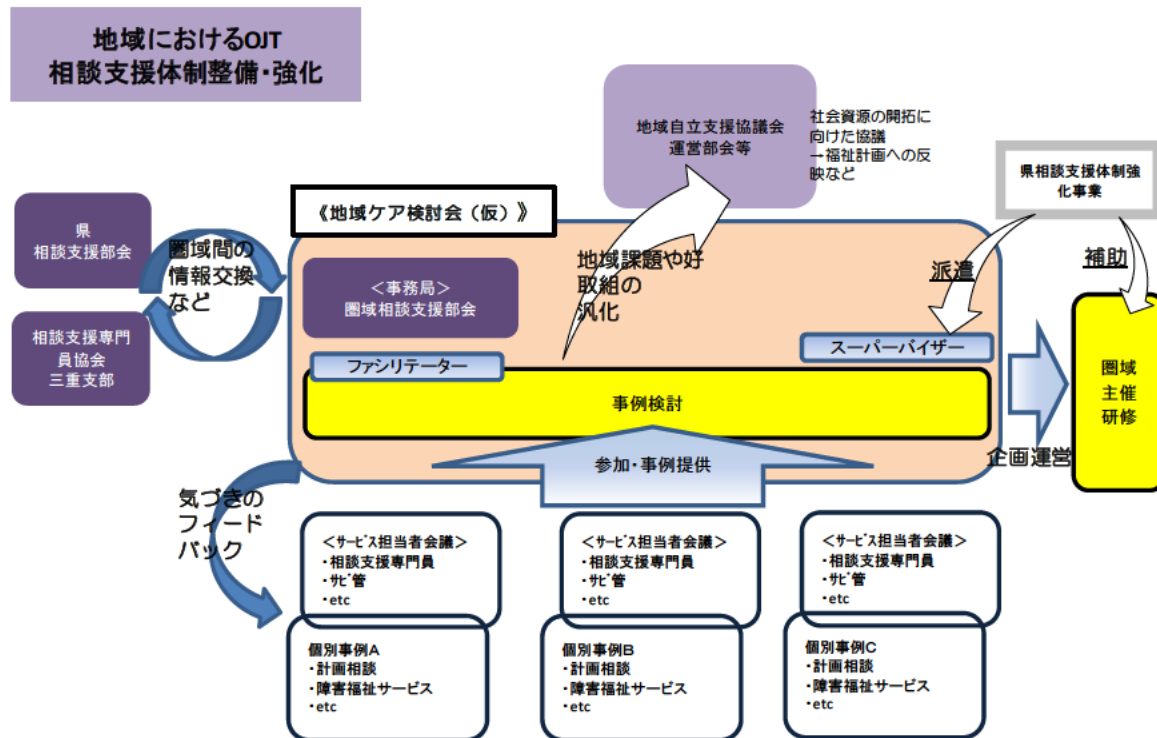
- 県等が主催する法定の研修に加えて、任意研修や地域で企画運営される研修、OJT等を通して、資質向上を図ることができる体制を整えていきます。

18



(3) 地域における人材育成の充実

- 今後、経験年数を積み重ねた現任者の中から地域で人材育成を担える人材（＝地域リーダー）を養成していきます。それらの人材がファシリテーターとして、各地域の支援体制を充実、強化できるようにしていきます。



地域リーダーが基幹センター等のスタッフとともにファシリテーターとなって地域で事例検討等を重ねることで、効果的、実践的なOJTが行われることが期待されます。

21

(4) 循環的な人材養成

- 三重県は、人材育成を「みんなで」考えるために、「人材育成検討部会」を官民協働で設置、運営しています。
- 地域の協議会から推薦された人材が活動を通して人材育成に必要な資質を高めたうえで、それを地域に還元できるようにしていきます。

22

◎今後の人材育成（H27～H29）

- （平成26年度）人材育成ビジョンの策定
- 平成27年度
各地域の協議会から三重県人材育成検討部会委員候補の推薦
→県主催研修の企画、運営に参画
- 平成28年度
人材育成検討部会委員の県主催研修への参画及び国指導者研修への派遣
- 平成29年度
人材育成検討部会委員による各地域における人材育成
⇒将来的に県全体のスーパーバイザーや圏域アドバイザーとしての活動へ

※上記の動きと並行して、3年間で人材育成ガイドライン（人材育成検討部会委員の選定や認定の基準、評価基準等をまとめたもの）の作成を目指します。ビジョン自体についても評価、検討を行い、定期的にバージョンアップさせていきます。 25

◎人材育成ビジョン評価指標

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人材育成検討部会参加メンバー（人）	50 (50)	56 (59)	62	68
県ファシリテーター研修修了者数（人）	32 (32)	40 (46)	55	68
当事者支援プロジェクトの実施回数（回/年）	6 (6)	8 (11)	10	12

※（ ）は年度末の実績

資料3

平成29年度 研修会・会議開催実績

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
相談支援従事者初任者研修 (サビ管要件のための講義部分)	2日	7月19・20日	306
相談支援従事者初任者研修(講義・演習)	6日	講義 7月19・20日 演習 7月27・28日、8月3・4日	93

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
専門コース別研修(ファシリテーション・指導者研修)	PM	6月30日	16
専門コース別研修(障がい児支援)	1日	9月20日	57

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
相談支援従事者現任研修	3日	9月27・28・29日	85

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
サービス管理責任者研修(共通講義)	1日	11月2日	307
介護分野	2日	11月9・10日	74
地域生活(知・精)分野	2日	11月16・17日	52
児童発達支援管理責任者研修	2日	11月30、12月1日	65
就労分野	2日	12月8・9日	78
児童発達支援管理責任者研修[追加]	2日	2月22・23日	
身体分野	-	-	-

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
第1回人材育成検討部会運営委員会	3回	4月7日、8月30日、10月27日	23
相談支援従事者研修企画WG	5回	5月17日、7月7日、 7月21日、8月15日、9月13日	46
第1回人材育成検討部会拡大会議	3回	5月23日、10月4日、10月27日	78
専門コース別研修(第1回障がい児)WG	2回	8月8日、9月1日	11
サービス管理責任者研修WG(介護分野)	1回	8月31日	6
サービス管理責任者研修WG(児童分野)	2回	11月6日、1月24日	15
サービス管理責任者研修WG(就労分野)	1回	11月8日	5

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
障害当事者支援プロジェクト	10回	4月13日、5月19日、6月20日、 7月6日、8月24日、9月21日、 10月25日、11月28日、12月20日、 1月25日	91
障害当事者プロジェクト(地域開催)	2回	9月6日(イ・エスケロン) 11月18日(八野生活介護センター)	10

報告

個別課題別会議の取組状況について

精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会

精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会開催概要

【第1回】

日時:平成29年8月24日(木) 場所:三重県津庁舎第64会議室

議事および主な意見:

- (1) 国・県の動向「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを進めるにあたり、市町役場内の関係部署の連携などが課題である。
 - ・高齢者の地域包括ケアシステムは中学校区単位、精神障がい者は障害保健福祉圏域または市町単位であり、連携に課題が生じる。
 - ・システム構築にあたり、現在取り組んでいる地域移行等の取組みをどう取り入れるかが重要である。
- (2) 平成29年度の各圏域の取り組み状況
 - ・精神障がい者に対応ホームヘルプできる事業所を50%以上に増やす取組みを進めている。(四日市)
 - ・民生委員へのアンケートで、精神障がい者への理解が希薄であることがわかったので、理解を促す取組みを進める予定。(熊野)
- (3) 平成29年度精神保健福祉研修について
 - ・退院後生活環境相談員のスキルアップのための研修などを行う。
- (4) 県の取組み(ピアネットカフェなど)の紹介

【第2回】

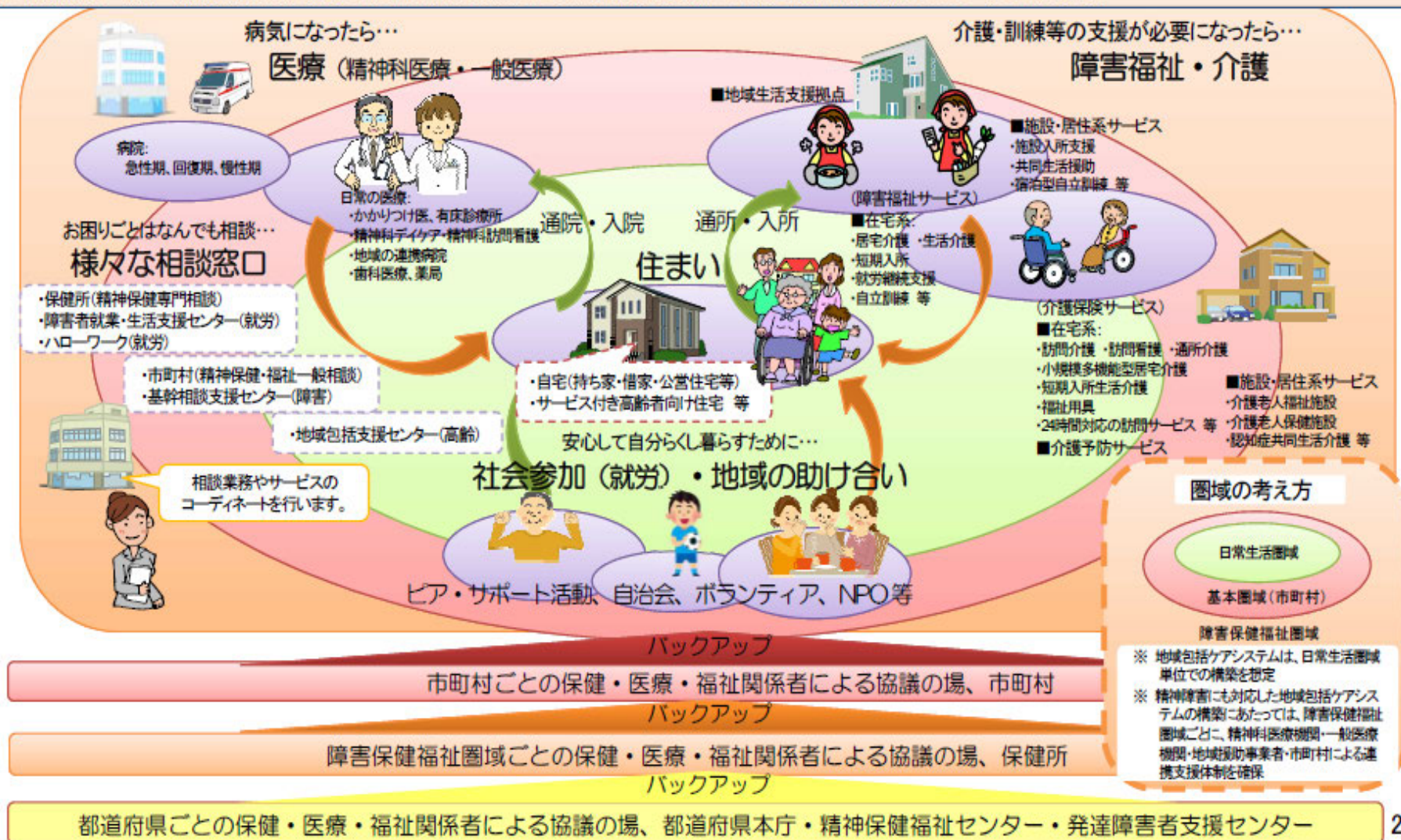
日時:平成30年1月23日(火) 場所:三重県津庁舎第64会議室

議事および主な意見:

- (1) 「高齢者における地域包括ケアシステムについて」 県長寿介護課
- (2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」 県障がい福祉課
- (3) 県内の取組み報告
 - 《四日市圏域》
 - ・障害者相談支援事業所と地域包括支援センターとの連携を模索している。
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築には、地域住民の理解が必須であるため、啓発イベントなどを実施している。
 - 《松阪圏域》
 - ・保健所主催の精神保健福祉連絡会、自立支援協議会地域移行支援部会を両軸に取組みを進めている。
 - ・精神保健福祉連絡会では、精神科病院の見学会、事例検討会を行った。
 - ・協議を進める中で、精神科病院へ入院中の患者が、外泊時にホームヘルプが体験できる仕組みが、同圏域にはないことがわかった。三重県でも一部圏域で市単独事業として実施されているだけ。事業化を進めて欲しい。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

別添1

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

自治体概要※

人口 79,357

面積 129.77km²

小学校数* 14

中学校数* 5

※2017年9月1日現在

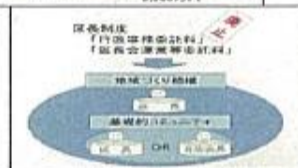
*市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



「おじゃまる広場」の光景

◎おじゃまる広場（つつじが丘地区）

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。

◎まちの保健室（地域支援事業・地域力強化推進事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）
- まちの保健室の業務
 - ①あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ②見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などとの協働）
 - ③健康づくり・介護予防



連携・協働

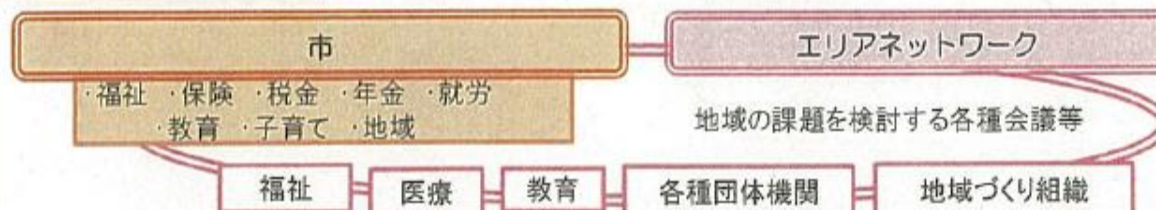


エリアディレクター
（相談支援包括化推進員）

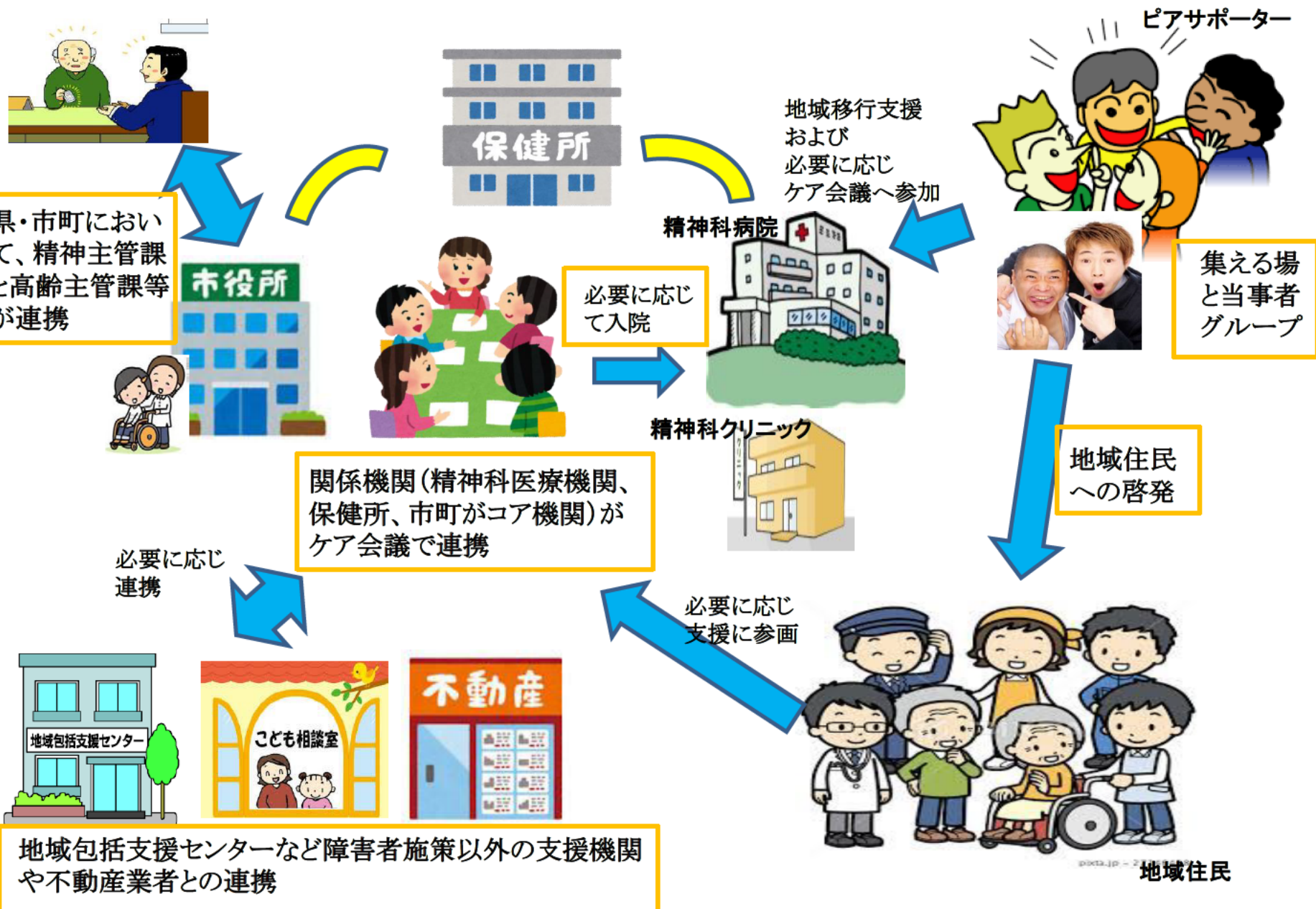
◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

市レベルでの取組



精神障害にも対応した地域包括ケア・ファーストステップ(例)



～精神障がい者の啓発・エンパワメント **今後は！**

PNC(ピンク:県内当事者のネットワーク)結成

県内の当事者グループを訪問し、情報交換などのピアカフェを開催しています。

平成29年度は、鈴鹿、伊賀などで、ピアカフェを開催。平成30年度は開催地域を拡げます。



「笑い」と「ピア」をテーマにした啓発

○第4回お笑いにくころサミット開催

○お笑い芸人のピアカフェ参加

○高校等での啓発パフォーマンス

H28 白山高校 H29 桑名北高校

○新たなこころのバリアフリー大使委嘱？

1号 松本ハウス 2号 露の真



精神障がい当事者による

ピアネットカフェ（通称：PNC（ピンク））について

■概要

1. 目的

県内で活動する（精神障がい）ピアサポーターが集い互いの活動を紹介し、交流を図ることを通じて、ピアサポーター活動の進展や資質向上を目的とする。

2. 活動内容

（ア）会議

議題：県内精神障がいピアサポーターの交流会ピアネットカフェ（以下 PNC）の内容検討及びお笑いこころサミット（1 回／年）のイベント内容の協議

頻度：1 回／月 ～ 1 回／2 か月

場所：津庁舎

（イ）交流・研修会

県内、各圏域を巡回し 4 ～ 3 か月に 1 回開催。平成 29 年度は、鈴鹿・亀山圏域にて 2 回（6 月、11 月）伊賀圏域にて 1 回、津圏域にて 1 回（3 月予定）開催。

参加者は、各圏域で活動するピアサポーターを中心に、PNC 開催地周辺でピアサポーター活動に関心のある当事者の参加を募る。

毎回、2 部構成とし、1 部では、精神障がい者ピアサポーターの体験談発表、2 部ではカフェ方式で当事者同士での話し合いを持つ形式をとっている。

3. 現在の参加ピアサポーター

- ・鈴鹿・亀山圏域、津圏域、伊賀圏域のピアサポーターが参加。
- ・事業所に所属しない、ピアサポーター養成講座を修了した当事者も 2 名参加有。

※平成 29 年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業受託事業所で活動しているピアサポーターの参加有

4. 支援者

県障がい福祉課精神保健福祉班、障害者相談支援センターや地域活動センターの精神保健福祉職員（PSW 等）等

障がい福祉課精神保健福祉班

ピアネットカフェ

定員30名
参加無料

精神障がい者のピアサポーターさんの体験談を聞いてみよう

鈴鹿・亀山圏域で活躍されている精神障がい者のピアサポーターの体験談を聞いてみませんか？
大変だったこと、うれしかったこと、悩んでいることなどのお話が聞けるとおもいます。

内容に興味のある方、今、ピアサポーターで活躍されている方、「ピアネットカフェ」が気になった方など、
お気軽にご参加ください。皆様のご参加お待ちしております。

日程

6月14日(水)

13:30~15:30

第1部 13:30~14:30

◆ 精神障がい者ピアサポーターさんの体験談

第2部 14:30~15:30

◆ ピアカフェ

～当事者さんでの話し合い～

※第2部のピアカフェは当事者の方にご参加いただきたいとおもいます。支援者の方やご家族様はご見学頂く形になりますが、ぜひご参加いただければとおもいます。



ピアサポーターってどんな人？

病院へ訪問して、長期入院の方がいる病棟で茶話会などに参加し、地域での暮らしを話したり、「私はこのようにやってきた」「こんな工夫をした」「こうすればうまくいく」と助言をしたりすることで、退院への希望をもってもらえる働きかけをしています。

対象者

- ▶ 精神障がい者のピアサポーターに興味のある方
- ▶ ピアサポーターで活躍されている方
- ▶ 関係者(病院、施設、家族、
精神障がい者のサポートされている方)
- ▶ その他(精神科通院されている方)

場所

亀山市総合保健福祉センターあいあい
2階 研修室

〒519-0164三重県亀山市羽若町545番地

・JR亀山駅より「さわやか号」(バス)
「総合保健福祉センター」下車

※駐車場はありますが、乗り合わせのうえお越し下さい。
または、公共交通機関をご利用下さい。

【お申し込みお問い合わせ】 障害者総合相談支援センターあい
担当: 南川、北岡、岸本、杉田、園田 主催: PNCの会

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18-18 鈴鹿市役所西蒲2階

TEL: 059-381-1035 FAX: 059-381-1036

【申し込み方法】 裏面をご確認ください。

ピアネットカフェ

日時:6月14日(水)13:00～受付

13:30～15:30

場所:亀山市総合保健福祉センターあいあい
2階 研修室(亀山市羽若町545番地)

発信者氏名

所属

住所

連絡先

ご参加いただける方は、以下にご記入の上、FAX送信をお願いします。(FAXが無い方はお電話で裏面の内容をご確認させていただきます。)

【下記ご記入について】 ・当事者・ご家族の方でも所属がありましたらご記入下さい。
・右の「当事者・家族・支援者」の欄には当てはまるものに○をつけてください。

お名前	所属	当てはまるもの○をしてください
		当事者・家族・支援者
		当事者・家族・支援者
		当事者・家族・支援者
		当事者・家族・支援者

お申込みは平成29年6月7日(水)までをお願いします。

- 研修受講決定のお知らせはいたしません。
- 定員を超えてからの申し込みについてのみ、参加できない旨のご連絡をいたします。
- 天災等により、研修を中止する場合は、平成29年6月13日10時ごろまでに連絡させていただきます。
- 記載内容以外で不明瞭な点等ございましたら障害者総合相談支援センターあい担当者までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 障害者総合相談支援センターあい

TEL:059-381-1035

担当:南川・北岡・岸本・杉田・園田

事務局連絡事項

障がい者差別に関する相談に対応している相談窓口一覧

【No】	【名称】
●県関係	
1	三重県健康福祉部障がい福祉課
2	三重県障害者相談支援センター(三重県障害者権利擁護センター)
3	三重県人権センター
4	三重県教育委員会の障がい者差別解消法に基づく相談窓口
5	警察安全相談
●国関係	
6	全国共通人権相談ダイヤル (みんなの 110 番)
7	ハローワーク
●市町関係	
8	市町の相談窓口一覧《※参考:所在図》
●相談機関関係	
9	障がい者総合相談支援センターそういん
10	障がい者総合相談支援センターそういん いなべ・東員分室
11	障がい者総合相談支援センターくわな
12	津地域障がい者就業・生活支援センター「フラット」
13	松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター J マーベル
14	伊勢志摩障害者就業・生活支援センターブレス
15	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センタージョブサポートハオ
16	紀北地域障がい者就業・生活支援センター結
17	紀南地域障がい者就業・生活支援センターColors
●障がい者団体関係	
18	公益社団法人三重県障害者団体連合会事務局
19	一般財団法人三重県知的障害者育成会
20	三重県精神保健福祉会の家族による家族相談
21	三重県視覚障害者支援センター生活相談
22	三重県聴覚障害者支援センター相談窓口
23	三重県難病相談支援センター
●その他の団体関係	
24	三重県弁護士会法律相談センター
25	三重県福祉サービス運営適正化委員会
26	日本労働組合総連合会三重県連合会
27	ブルーム
28	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリースペースセンター

注) この相談窓口一覧表には、障害者差別解消法に基づく相談窓口だけでなく、障がい者差別に関する相談にも対応している相談窓口を含めています。

●県関係

No. 1

名称	三重県健康福祉部障がい福祉課				
所在地	津市広明町13				
設置運営主体	三重県				
連絡先	TEL	059-224-2274	FAX	059-228-2085	MAIL shoho@pref.mie.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8:30から17:15まで				
相談の範囲・種別	障がいを理由とする差別に関する相談。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応					
その他	三重県障がい者差別解消支援協議会の事務局を担っています。				

No. 2

名称	三重県障害者相談支援センター（三重県障害者権利擁護センター）				
所在地	津市一身田大古曽670-2				
設置運営主体	三重県				
連絡先	TEL	059-232-7533	FAX	059-231-0687	MAIL shogaic@pref.mie.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 8:30から17:15まで				
相談の範囲・種別	障がい者虐待及び障がいを理由とする差別に関する相談。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応					
その他	相談は無料。 来所される場合はなるべく事前に電話等でご連絡ください。				

No. 3

名称	三重県人権センター				
所在地	津市一身田大古曽693-1				
設置運営主体	三重県				
連絡先	TEL	059-233-5500 （相談専用電話）	FAX	059-233-5511	MAIL
相談日・相談時間	①相談員による電話相談・・・月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9:00から17:00まで ②相談員による面接相談・・・月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く） 9:00から17:00まで ③法律相談（予約制）・・・・・・毎月第3水曜日 13:00から16:00まで				
相談の範囲・種別	人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援します。面接及び電話相談を行うとともに、弁護士による法律相談（予約制）を実施しています。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談者の訴えを傾聴し「障がいを理由とする差別」と思われる案件は、専門相談機関へ繋ぎます。				
その他	相談は無料。法律相談は予約が必要です。				

No. 4

名称	三重県教育委員会の障害者差別解消法に基づく相談窓口			
所在地	津市広明町13			
設置運営主体	三重県教育委員会			
連絡先	TEL	059-224-2745	FAX	059-224-3023 MAIL jinkyoui@pref.mie.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで			
相談の範囲・種別	学校教育分野における職員による障がい者を理由とする差別に関する相談。			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応				
その他	相談には、電話、ファックス、電子メールのほか、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を、可能な範囲で用意して対応します。			

No. 5

名称	警察安全相談			
所在地	津市栄町1丁目100番地			
設置運営主体	三重県警察本部			
連絡先	TEL	#9110 又は 059-224-9110	FAX	059-222-0110 (内線2919) MAIL soudanshitsu@police.pref.mie.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から17:00まで			
相談の範囲・種別	緊急の事件や事故以外・生活の安全等に関する幅広い相談や要望			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	上記の相談の範囲に含まれています。			
その他	相談は無料。事前予約不要。相談窓口は、県内各警察署警務課にも設置しています。			

●国関係

No. 6

名称	全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)			
所在地	全国の法務局・地方法務局及びその支局			
設置運営主体	法務省人権擁護局			
連絡先	TEL	0570-003-003	FAX	MAIL 「インターネット人権相談」制度あり。 法務省人権擁護局フロントページから 相談可能。
相談日・相談時間	電話相談の受付時間：月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで			
相談の範囲・種別	虐待やいやがらせ、差別等さまざまな人権問題に関する電話での相談を受け付けています。			
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	対応しています。			
その他	①全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん強化週間」(平成29年度は9月4日(月)から10日(日)まで)を実施しています。 ②法務局及びその支局では、窓口において面接による相談も実施しています。			

No. 7

名称	①ハローワーク桑名 ②ハローワーク四日市 ③ハローワーク鈴鹿 ④ハローワーク津 ⑤ハローワーク松阪 ⑥ハローワーク伊勢 ⑦ハローワーク伊賀 ⑧ハローワーク尾鷲 ⑨ハローワーク熊野			
所在地	①桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階 ②四日市市本町3-95 ③鈴鹿市神戸9-13-3 ④津市島崎町327-1 ⑤松阪市高町493-6 松阪合同庁舎 ⑥伊勢市岡本1-1-17 ⑦伊賀市四十九町3074-2 ⑧尾鷲市林町2-35 ⑨熊野市井戸町赤坂739-3			
設置運営主体	厚生労働省			
連絡先	TEL	①0594-22-5141 ②059-353-5566 ③059-382-8609 ④059-228-9161 ⑤0598-51-0860 ⑥0596-27-8609 ⑦0595-21-3221 ⑧0597-22-0327 ⑨0597-89-5351	FAX	①0594-23-2604 ②059-354-1921 ③059-383-5594 ④059-223-2395 ⑤0598-50-4186 ⑥0596-27-1384 ⑦0595-24-2989 ⑧0597-23-2664 ⑨0597-89-5369
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで			
相談の範囲・種別	障がいに基づく差別のうち就労に関する部分。			
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	就労に関する部分について、相談及び差別の申出の受理。			
その他				

●市町関係

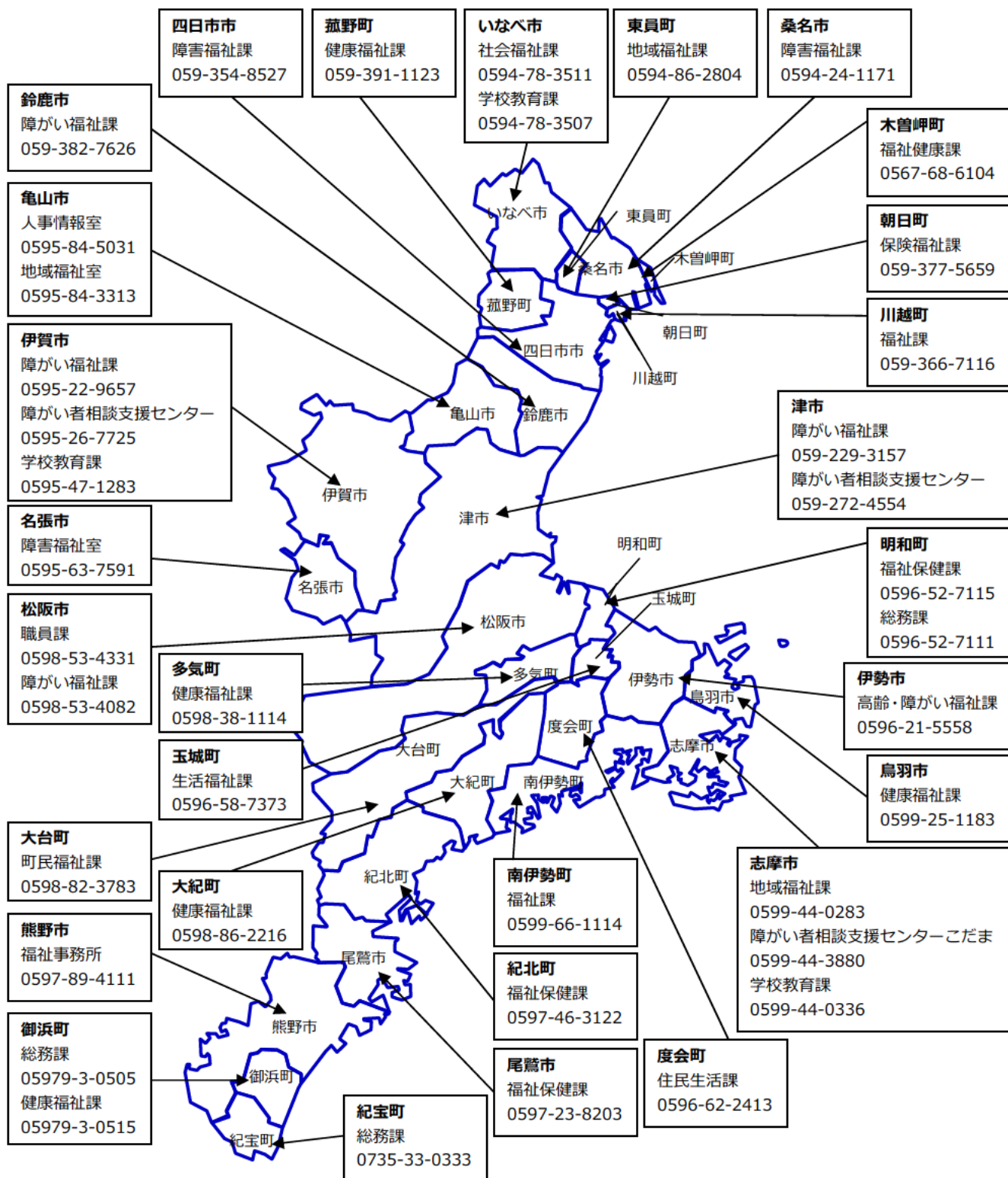
No, 8

平成30年1月1日現在

No.	市町名	設置機関名称	所在地	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
1	津市	障がい福祉課 障がい者相談支援センター	西丸之内23-1 大門7-15	059-229-3157 059-272-4554	059-229-3334 059-229-1382	229-3157@city.tsu.lg.jp tsu-soudan@true.ocn.ne.jp
2	四日市市	障害福祉課	諏訪町1-5	059-354-8527	059-354-3016	syougai Fukushima@city.yokkaichi.mie.jp
3	伊勢市	高齢・障がい福祉課	岩渕1-7-29	0596-21-5558	0596-20-8555	kousyo@city.ise.lg.jp
4	松阪市	職員課 障がい福祉課	殿町1340-1 殿町1340-1	0598-53-4331 0598-53-4082	0598-26-4030 0598-26-9113	syo.div@city.matsusaka.mie.jp shogai.div@city.matsusaka.lg.jp
5	桑名市	障害福祉課	中央町2-37	0594-24-1171	0594-24-5812	jfukusim@city.kuwana.lg.jp
6	鈴鹿市	障がい福祉課	神戸1-18-18	059-382-7626	059-382-7607	shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp
7	名張市	障害福祉室	鴻之台1-1	0595-63-7591	0595-63-4629	shogai@city.nabari.lg.jp
8	尾鷲市	福祉保健課	中央町10-43	0597-23-8203	0597-23-8204	jiritu@city.owase.lg.jp
9	亀山市	人事情報室 地域福祉室	本丸町577 羽若町545	0595-84-5031 0595-84-3313	0595-82-9955 0595-82-8180	jinji@city.kameyama.mie.jp chiikifukushi@city.kameyama.mie.jp
10	鳥羽市	健康福祉課	大明東町2-5	0599-25-1183	0599-25-1154	kourei-syougai@city.toba.lg.jp
11	熊野市	福祉事務所	井戸町796	0597-89-4111	0597-89-3304	hirotomo.ui@city.kumano.lg.jp
12	いなべ市	社会福祉課 学校教育課	大井田2705 大井田2704	0594-78-3511 0594-78-3507	0594-78-1114 0594-78-3526	syakai-renraku@city.inabe.mie.jp gakko@edu.city.inabe.mie.jp
13	志摩市	地域福祉課 障がい者相談支援センターこだま 学校教育課	鵜方3098-22 鵜方3098-1サンライフあご3F 鵜方3098-22	0599-44-0283 0599-44-3880 0599-44-0336	0599-44-5260 0599-44-3885 0599-44-5263	chiikifukushi@city.shima.lg.jp shimasodan@pearl.ocn.ne.jp ky-gakushido@city.shima.lg.jp
14	伊賀市	障がい福祉課 障がい者相談支援センター 学校教育課	上野丸之内116 上野丸之内116 平田652-1	0595-22-9657 0595-26-7725 0595-47-1283	0595-22-9662 0595-22-9674 0595-47-1290	shougai@city.iga.lg.jp iga-syougai1@ict.jp gakkou@city.iga.lg.jp
15	木曽岬町	福祉健康課	大字西対海地251	0567-68-6104	0567-66-4841	fukushi@town.kisosaki.mie.jp
16	東員町	地域福祉課	大字山田1600	0594-86-2804	0594-86-2851	fukusi@town.toin.lg.jp
17	菰野町	健康福祉課	大字潤田1250	059-391-1123	059-394-3423	fukusi@town.komono.mie.jp
18	朝日町	保険福祉課	大字小向893	059-377-5659	059-377-2790	hoken@town.asahi.mie.jp
19	川越町	福祉課	大字豊田一色280	059-366-7116	059-365-5380	k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp
20	多気町	健康福祉課	相可1600	0598-38-1114	0598-38-1140	fukushi@town.mie-taki.lg.jp
21	明和町	福祉保健課 総務課	大字馬之上945 大字馬之上945	0596-52-7115 0596-52-7111	0596-52-7137 0596-52-7133	fukusi@town.mie-meiwa.lg.jp soumu@town.mie-meiwa.lg.jp
22	大台町	町民福祉課	佐原750	0598-82-3783	0598-82-2202	odai-hukushi@odaitown.jp
23	玉城町	生活福祉課	勝田4876-1	0596-58-7373	0596-58-8688	seifuku-t@town.tamaki.lg.jp
24	度会町	住民生活課	棚橋1215-1	0596-62-2413	0596-62-1138	seikatsu-w@town.watarai.lg.jp
25	大紀町	健康福祉課	滝原1610-1	0598-86-2216	0598-86-3276	kek@town.mie-taiki.lg.jp
26	南伊勢町	福祉課	五ヶ所浦3057	0599-66-1114	0599-66-1113	hukushi@town.minamiise.lg.jp
27	紀北町	福祉保健課	東長島769-1	0597-46-3122	0597-47-5903	tamatsu-s@town.mie-kihoku.lg.jp
28	御浜町	総務課 健康福祉課	阿田和6120-1 阿田和6120-1	05979-3-0505 05979-3-0515	05979-2-3502 05979-3-0121	m-soumu@mie-mihama.lg.jp m-kenkou@town.mihama.mie.jp
29	紀宝町	総務課	鵜殿324	0735-33-0333	0735-32-3061	hukushi@town.kiho.lg.jp

(※参考)市町の障害者差別解消法に基づく相談窓口所在図

平成30年1月1日現在



●相談機関関係

No. 9

名称	障がい者総合相談支援センターそういん				
所在地	桑名市寿町1丁目11番地				
設置運営主体	医療法人北勢会				
連絡先	TEL	0594-27-7188	FAX	0594-24-6777	MAIL souin@rhythm.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	毎日（12月30日から1月3日を除く）8:30から17:00まで ※営業時間外は、緊急相談のみの受付となります。				
相談の範囲・種別	身体・知的・精神の3障害の総合相談窓口。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各種関係機関と連携を図りながら対応します。				
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。				

No. 10

名称	障がい者総合相談支援センターそういん いなべ・東員分室				
所在地	いなべ市大安町大井田2705 いなべ市役所大安庁舎内				
設置運営主体	医療法人北勢会				
連絡先	TEL	①0594-27-7188 ②0594-88-1665	FAX	①0594-24-6777 ②0594-88-1666	MAIL souin@rhythm.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く）8:30から17:00まで				
相談の範囲・種別	身体・知的・精神の3障害の総合相談窓口。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各種関係機関と連携を図りながら対応します。				
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。				

No. 11

名称	障害者総合相談支援センターくわな				
所在地	桑名市寿町1丁目11番地（2階）				
設置運営主体	医療法人北勢会（※センターの設置主体は桑名市）				
連絡先	TEL	0594-87-7490	FAX	0594-87-7491	MAIL kuwana@hokusei-hospital.jp
相談日・相談時間	毎日（12月30日から1月3日を除く）8:30から17:00まで ※営業時間外は、緊急相談のみの受付となります。				
相談の範囲・種別	身体・知的・精神の3障害の総合相談窓口。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各種関係機関と連携を図りながら対応します。				
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。				

No. 12

名称	津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」			
所在地	津市大門7-15 津センターパレス3階			
設置運営主体	社会福祉法人聖マッテヤ会			
連絡先	TEL	059-229-1380	FAX	059-229-1382 MAIL tsu-soudan@true.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から17:00まで			
相談の範囲・種別	就労に関する相談、就労に伴う生活相談等。			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	就労に関する相談や就労に伴う生活相談の過程で、差別に関する相談がなされた場合には、関係機関と連携し対応します。また、必要に応じて専門機関に繋がります。			
その他				

No. 13

名称	松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センターJマーベル			
所在地	三重県松阪市京町508-1 101ビル 4階			
設置運営主体	社会福祉法人聖マッテヤ会			
連絡先	TEL	0598-20-8680	FAX	0598-20-8681 MAIL j-marbell@matthias.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から17:00まで			
相談の範囲・種別	就労に関する相談、就労に伴う生活相談等			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	就労に関する相談や就労に伴う生活相談の過程で、差別に関する相談がなされた場合には、関係機関と連携し対応します。また、必要に応じて専門機関に繋がります。			
その他				

No. 14

名称	伊勢志摩障害者就業・生活支援センターブレス			
所在地	伊勢市岩渕2丁目4-9			
設置運営主体	社会福祉法人三重済美学院			
連絡先	TEL	0596-20-6525	FAX	0596-20-6535 MAIL breath@mie-saibi.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:30まで			
相談の範囲・種別	障害者の就労と、それにかかる生活相談。			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	受け付けた相談については、県の適切な窓口に報告します。			
その他				

No. 15

名称	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センタージョブサポートハオ				
所在地	名張市西原町2625番地				
設置運営主体	社会福祉法人名張育成会				
連絡先	TEL	0595-65-7710	FAX	0595-65-7710	MAIL hao@n-ikuseien.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで				
相談の範囲・種別	障がいのある方の就業及び生活に係る相談支援。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	相談に対して各関係機関と連携を図りながら対応します。				
その他	相談は無料。まず、電話にて相談してください。				

No. 16

名称	紀北地域障がい者就業・生活支援センター結				
所在地	尾鷲市栄町5番5号				
設置運営主体	社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会				
連絡先	TEL	0597-37-4011	FAX	0597-22-3402	MAIL yui.oshigoto-shien@owasewel.com
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで				
相談の範囲・種別	障がいのある方(身体、知的、精神、発達、難病等)で一般就労を希望する方や既に一般就労されている方 が対象。また、そのご家族や支援者、雇用されている事業所、今後雇用を考えている事業所等からの相談にも応じます。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	上記相談の過程で差別に関する相談がなされた場合には、各種関係機関と連携を図りながら対応していきます。				
その他	相談は無料。まずはお電話下さい。訪問・来所による相談の場合は要予約。				

No. 17

名称	紀南地域障がい者就業・生活支援センターColors				
所在地	三重県熊野市井戸町383				
設置運営主体	社会福祉法人熊野市社会福祉協議会				
連絡先	TEL	0597-85-4500	FAX	0597-85-4500	MAIL center-assist01@ray.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から土曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:15まで				
相談の範囲・種別	身体、知的、精神の3障害の就労、生活に関する相談。				
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	上記相談の過程で差別に関する相談がなされた場合には、各種関係機関と連携を図りながら対応していきます。				
その他	相談は無料。電話相談営業時間内であればいつでも対応。 来所、面接は事前に連絡いただいた方がスムーズに相談いただけます。				

●障がい者団体関係

No. 18

名称	公益社団法人三重県障害者団体連合会事務局				
所在地	津市一身田大古曽670-2				
設置運営主体	公益社団法人三重県障害者団体連合会				
連絡先	TEL	059-232-6803	FAX	059-231-7182	MAIL suishin.c@mie-kensinren.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から17:00まで				
相談の範囲・種別	障がい者に関すること一般。				
障がい理由とする差別に関する相談への対応	専門的な事案への対応は困難ですが、初期対応は行います。				
その他	相談は無料。				

No. 19

名称	一般財団法人三重県知的障害者育成会				
所在地	津市阿漕町津興205番地2				
設置運営主体	一般財団法人三重県知的障害者育成会				
連絡先	TEL	059-225-3930	FAX	059-225-3935	MAIL oyanokai@eos.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、お盆、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から16:00まで				
相談の範囲・種別	知的障がい者の生活・就労・権利擁護・教育などに関する困りごとや、知的障がい者の家族の困りごとに関する相談				
障がい理由とする差別に関する相談への対応	上記の相談の範囲に含まれています。				
その他	三重県知的障害者育成会で対応することが困難な相談の場合には、専門機関等を紹介します。				

No. 20

名称	三重県精神保健福祉会の家族による家族相談				
所在地	津市桜橋3丁目446-34 三重県こころの健康センター内				
設置運営主体	特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会				
連絡先	TEL	059-271-5808	FAX	059-271-5808	MAIL sankaren@mint.or.jp
相談日・相談時間	毎週火曜日・木曜日(祝日を除く) 10:00から16:00まで				
相談の範囲・種別	精神障がい者を抱える家族の相談。				
障がい理由とする差別に関する相談への対応	病院または家族会につながっていない方が、思案の末に相談されるケースが多く、経験ある相談員が相談に対応しています。また、専門機関の紹介もしています。				
その他	相談は無料。				

No. 21

名称	三重県視覚障害者支援センター生活相談			
所在地	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内			
設置運営主体	社会福祉法人三重県視覚障害者協会(※センターの設置主体は三重県)			
連絡先	TEL	059-228-3463	FAX	059-228-8425 MAIL mieten@zc.ztv.ne.jp
相談日・相談時間	・月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:45から17:00まで ・事前予約制の相談:毎月第1水曜日9:00から12:20まで、毎月第3土曜日10:00から15:30まで			
相談の範囲・種別	視覚に障がいのある方の地域生活の支援に関する業務として、生活相談を実施しています。 視覚障がい者の生活等に必要な相談に応じるとともに、個別的又は集団的に必要な助言又は指導を、電話又は面談にて行っています。			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	生活相談対応時に、障がいを理由に差別に関する相談が付随的にあった場合には、相談室で引き続き話を聞くとともに、適切な関係機関等の紹介等を行います。			
その他	相談は無料。			

No. 22

名称	三重県聴覚障害者支援センター 相談窓口			
所在地	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内			
設置運営主体	一般社団法人三重県聴覚障害者協会(※センターの設置主体は三重県)			
連絡先	TEL	059-223-3302	FAX	059-223-3301 MAIL counseling.deafmie@gmail.com
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:30から17:00まで			
相談の範囲・種別	・聞こえの相談や聞こえない人への配慮方法 ・日常生活上の相談(生活、コミュニケーション、メンタル面等) ・地域相談支援センター等と連携した相談支援 ・聞こえないことを理由とした差別相談			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応	対応しています。 企業からは、聞こえない人(利用者または社員等)への合理的配慮の方法について相談があれば、その人の聞こえやコミュニケーション方法を確認し、対応方法や支援機器の紹介を行っています。 障がい当事者からの相談には、面談や、必要に応じて関係者へつないだり、訪問して支援を行っています。 なお、相談窓口のアドレスへのメールは相談者の個人情報や守秘義務を守るため、相談担当者しか見ることができないようにしています。			
その他	対面での相談の場合は事前予約が必要です。 障がい当事者だけではなく、地域や企業、福祉施設などからの相談も受け付けているので、ぜひどんなことでも相談してほしいと考えています。			

No. 23

名称	三重県難病相談支援センター			
所在地	津市桜橋3丁目446-34			
設置運営主体	特定非営利活動法人三重難病連(※センターの設置主体は三重県)			
連絡先	TEL	059-223-5035 5063	FAX	059-223-5064 MAIL Mie-nanbyo@comet.ocn.ne.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 10:00から16:00まで			
相談の範囲・種別	難病全般。			
障がいを理由とする差別に関する相談への対応				
その他	相談は無料。来所での相談は、事前に電話で連絡していただきますようご協力ください。			

●その他の団体関係

No. 24

名称	三重弁護士会法律相談センター			
所在地	①津市中央3番23号 ②四日市市三栄町2-11三栄ビル2階			
設置運営主体	三重弁護士会			
連絡先	TEL	①059-222-5957 ②059-352-1756	FAX	MAIL
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月28日から1月4日までを除く) 13:00から16:00まで(一人30分)			
相談の範囲・種別	法的トラブルであればどの分野でも相談可能です。			
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	対応しています。			
その他	電話での予約が必要です(予約制)。一人30分5,000円の有料相談です。			

No. 25

名称	三重県福祉サービス運営適正化委員会			
所在地	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内			
設置運営主体	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会			
連絡先	TEL	059-224-8111	FAX	MAIL ansin@miewel.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 9:00から17:00まで			
相談の範囲・種別	社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供される福祉サービスの利用に関する苦情に対応しています。			
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	差別に関する内容を含む苦情相談も受け付け、解決に向けて申出者への助言や事業所への申入れ等を行います。			
その他	相談は無料。			

No. 26

名称	日本労働組合総連合会三重県連合会			
所在地	津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館内			
設置運営主体	日本労働組合総連合会三重県連合会			
連絡先	TEL	「なんでも相談ダイヤル」 0120-154-052 【相談無料】	FAX	MAIL info@mie.jtuc-rengo.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月4日までを除く) 10:00から17:00まで			
相談の範囲・種別	「なんでも相談ダイヤル」は、県内で働く未組織労働者や非正規労働者の身近な拠り所として開設しています。			
障がいや理由とする差別に関する相談への対応	働く者の立場から、雇用・就労に係る差別に関する相談全般に対応しています。障がいや理由とする差別に関する相談にも対応しています。			
その他	相談は無料。			

No. 27

名称	ブルーム				
所在地	四日市市別名3丁目2-12				
設置運営主体	社会福祉法人四日市福祉会				
連絡先	TEL	059-329-5657	FAX	059-329-5658	MAIL bloom@blooming.or.jp
相談日・相談時間	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く) 8:00から18:00まで				
相談の範囲・種別	・主に知的障害児者およびその家族が対象 ・福祉サービスを利用するための情報提供、相談 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・専門機関の紹介 等				
障がい理由とする差別に関する相談への対応	特段、差別に関する相談を行っているわけではないが、学校や福祉サービス利用時などにおいて対応等の調整をすることがあります。				
その他	相談は無料。電話での相談は相談時間内であれば随時対応。来所の場合は予約が必要。				

No. 28

名称	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリースターセンター				
所在地	鳥羽市鳥羽一丁目2383-13 鳥羽1番街1F				
運営主体	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリースターセンター				
連絡先	TEL	0599-21-0550	FAX	0599-21-0585	MAIL iseshima@barifuri.com
相談日・相談時間	開設時間は9:00時から17:30まで(季節により変更あり)。定休日は木曜日(繁忙期は無休)。				
相談の範囲・種別	・全国からのバリアフリー旅行に対する相談窓口開設。 ・バリアフリー改修についてのアドバイス。 ・県内外の観光事業所、行政からも、様々な相談あり。 ・障害者の観光客が観光施設や宿泊施設、飲食店から受けた差別(拒否事例など)の相談とそれらの対応。				
障がい理由とする差別に関する相談への対応	・障がい当事者やその家族などからの相談に対応、聞き取りの実施。 ・三重県内の観光事業者からの相談、対処法についてのアドバイス、従業員講習などを実施。 ・行政などからの相談への対応。 ※特長:バリアフリー旅行相談業務により蓄積された情報や経験から、現実に即した具体的なアドバイスが可能。				
その他	・メールや電話などで無料相談受付は、営業時間内ならいつでも対応可能。 ・面談によるご相談は要予約。また、事業所や行政からの相談は有料の場合あり。 ・障害者差別解消法についての講演や講習の講師の派遣(有償)の実施。				

ボッチャ国際大会（アジア・オセアニア地区のオープン大会）の開催

1 大会内容

- (1) 大会名 BISFed 2018 Ise Boccia Regional Open
- (2) 主要日程 平成30年3月16日（金）開会式
同月17日（土）～21日（水・祝）競技
- (3) 会場 三重県営サンアリーナ（伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4）
- (4) 規模 Regional Open Event（アジア・オセアニア地区のオープン大会）
選手約80名 関係者含む計約300人（約10か国・地域から参加見込）
※アジア・オセアニア地区 17か国・地域
オーストラリア、バーレーン、中国、チャイニーズタイペイ、香港、
インド、イラン、イラク、日本、韓国、クウェート、マカオ、
マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、UAE
- (5) 主催者 一般社団法人日本ボッチャ協会
※ BISFed：Boccia International Sports Federation（国際ボッチャ競技連盟）



2 大会開催に向けた本県の役割

主催者である日本ボッチャ協会と協力し、広報や会場での支援を行います。

- ・ 宿泊施設への協力依頼
- ・ 交通関係事業者への協力依頼
- ・ 外国語通訳者への協力依頼
- ・ ボランティアの募集
- ・ ボッチャの普及・啓発や県民への理解の促進、都市部でのPRの実施